

子どもポルノをめぐる国際動向と人権

渡辺 真由子¹

要旨

児童買春・児童ポルノ禁止法が2014年6月に改正されたことを受け、今後、日本が子どもポルノに政策的対応を行うに際しての検討課題を提示する。子どもポルノは、子どもの商業的性的搾取(CSEC)の一環であり、グローバルな課題として国際的に取り組む必要性が指摘され、様々な国際法が制定されてきた。「あらゆる形態の子どもポルノは人権侵害である」というのが国際社会における共通認識である。だが日本は、子どもを性的に描く漫画やアニメ、CGといった仮想描写物の子どもポルノの主要発信国と見なされるにも拘わらず、対処のための政策が国際基準を満たさないことから、世界的なCSEC対応の障害となっていることが批判されている。子どもポルノ政策に関し日本では従来「言論の自由」の観点からの、いわば大人の都合による議論に偏る傾向が見られるが、「子どもの最善の利益」という国際法の基本理念に立ち返れば、「子どもの人権」の観点からの議論をより充実させていくことが求められる。本稿では特に、仮想描写物の子どもポルノに関する考え方や規制のあり方について、一定の視点を提示する。

キーワード：子どもの商業的性的搾取、子どもの権利条約、子どもポルノ、児童買春・児童ポルノ禁止法、仮想描写物規制

1. はじめに

18歳未満の子ども²を被写体とするポルノ、すなわち「子どもポルノ³」は、我が国でもインターネットの普及と共に大きな問題として取り組まれてきた。1999年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以下、「児童買春・児童ポルノ禁止法」という)が議員立法として制定され、2004年には法定刑の引き上げ、及び処罰範囲の拡大を伴う改正が行われた。2014年6月には、児童ポルノの提供等の目的を伴わない所持(以下、「単純所持」という)を違法として罰則を科すことを柱とする改正案が国会に提出され、同月5日の衆議院本会議で与党や民主党などの賛成多数で可決された。同月18日に参議院本会議において、与野党の賛成多数で成立した⁴。

改正前の児童買春・児童ポルノ禁止法は実在する子どものみを保護対象としたが、改正

¹ 慶應義塾大学SFC研究所 上席所員(訪問)

² 「子どもの権利条約」(1989年に国連総会で採択)第1条は、子どもを18歳未満と定義。

³ 本稿が「子どもポルノ」と表記するときは、阿部(3頁)の定義にならい、性的文脈で子どもを用いる視聴覚教材を全て含めることとする。描かれる子どもが実在するか、あるいは疑似・仮想物であるかは問わない。なお本稿が「児童ポルノ」と表記するときは、日本の児童買春・児童ポルノ禁止法の定義に基づく。

⁴ 時事通信 2014年6月18日。

案を共同提出した自民党と公明党、日本維新の会は「子どもの人権を守る視点も重要」として、実在しない子どもを性的に描く漫画やアニメなどのいわゆる「仮想描写物」についても、改正法施行後3年をめどに必要な措置をとる検討規定としていた。だが「憲法が定める表現の自由に反する恐れがある」などと学識経験者らの間に反対論があり、同規定は削除されることとなった⁵。

子どもポルノをめぐる我が国の研究の多くは、法律論における表現規制の理論研究として行われ、児童買春・児童ポルノ禁止法や自治体の青少年健全育成条例などを対象に、子どもポルノ表現への規制が「可能か／不可能か」という二分法思考により議論が積み重ねられてきた⁶。それらの主張の大半は、「表現の自由」の観点から規制強化に疑義を唱えるものである⁷。

一方、子どもポルノは子どもの人権問題でもある。国際社会は1989年に国連総会で採択した「子どもの権利条約」において、子どもを「権利行使の主体」として位置付けた。従来のように子どもを未熟者、発展途上者、弱者としてみるだけでなく、子どもが一個人格であり、人間として尊重されること、人間的な意思と要求をもつ主体であり、自己を形成する決定主体として子どもを捉え直していくことが大切である、という子ども観を発展させたのである⁸。その上で2000年に国連総会が採択した「子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書」は、子どもポルノを「子どもの商業的性的搾取」の一形態とみなし、我が国も同議定書を2005年に批准・発効した。

子どもの商業的性的搾取(Commercial Sexual Exploitation of Children:以下C S E C)とは、「大人による性的虐待及び子どもあるいは第三者に対する現金又は現物による報酬を伴うもの」であり、「子どもは性的及び商業的対象として扱われ」、「子どもに対する強制及び暴力の一形態であり、強制労働及び一種の現代的奴隷制に当たる」もので、「子どもの権利の根本的な侵害である」とされる⁹。子どもポルノは、子どもの買春と人身取引に並ぶC S E Cのグローバルな課題として国際的に取り組む必要性が指摘され¹⁰、様々な国際人権法が制定されてきた。

しかしながら我が国においては、子どもポルノを処罰する視点に「子どもへの性的虐待」という問題意識が十分に反映されているとは言い難い。児童買春・児童ポルノ禁止法が処罰対象に定める児童ポルノは、被害者側の人権がどのように侵害されたか¹¹よりも「受け

⁵ 東京新聞 2014年5月2日。

⁶ 原田、3頁以下。

⁷ 「青少年保護と表現の自由」を特集した『法律時報』76巻9号(2004年8月号)における法学者らの主張に対し、安倍は「(青少年保護関連の)法制定がメディア規制へと傾斜するというある種のアレルギー感から、国の取り組みに対する反発は根強い」と指摘する。

⁸ 子どもの権利条約総合研究所、7頁。

⁹ World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, *Declaration and Agenda for Action: 1st World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children, Stockholm, Sweden, 27-31 August (1996)*, para. 5. (皆川、164頁)

¹⁰ 勝間、178頁。

¹¹ 児童買春・児童ポルノ禁止法はその目的を第一条で「(略)児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に

手側から見ておいせつかどうか」が問われている¹²。日本社会で依然として支配的な、子どもを保護の客体、あるいは指導や管理の対象として見る子ども観¹³が背後にあると考えられる。子どもポルノを国際法と人権の観点から捉える研究も、日本においては、表現の自由の観点から捉える二分法議論に比べ、充実していない¹⁴。C S E Cの取り組みを総合的に報告するものが主であり¹⁵、子どもポルノへの対応に焦点を当てた研究は少ないといえる¹⁶。日本においても、上記の国際動向を踏まえ、立法政策のあり方も含めて、官民で政策的対応について検討を行う必要がある。

そこで本稿では、C S E Cに取り組む国際人権法の枠組みと各法の目的、改正の経緯を詳細に紹介・分析すると共に、それらにおける子どもポルノの位置付け、及び採用している子ども観や背後にある思想を明らかにする。その上で、国際社会が日本の子どもポルノ政策に求める役割を考察し、日本における検討課題を提示することとする。第2節でC S E Cに関する国際法の変遷を先行研究に基づき振り返り、第3節で国際法における「子どもポルノ」とは何かを、仮想描写物への対応も含めて明らかにする。第4節で国際社会による子どもポルノをめぐる議論と日本の子どもポルノ政策に対する評価を検証し、第5節では同政策における今後の検討の視点として、特に仮想描写物の規制のあり方を示す。

2. 子どもの商業的性的搾取に関する国際法の変遷

2. 1. 子どもへの権利付与

2. 1. 1. 子どもの権利条約にみる「子ども像」の転換

子どもを対象とする買春行為が広まった発端は、1960年代のベトナム戦争に遡る¹⁷。当

有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護すること」とし、（同法の認定基準に沿う）被虐待児の実在を前提として、その保護を建前としている。このため児童ポルノに関して、（同法の認定基準に沿わずとも）子どもが被害をどう感じたか、あるいは（被虐待児が実在せずとも）子どもの性的尊厳が侵害されたか、といった点への保護は欠如している。

¹² 森、15頁。改正児童買春・児童ポルノ禁止法における児童ポルノの定義：第二条-3「(略)一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等もしくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」

¹³ 子どもの権利条約総合研究所、7頁。児童買春・児童ポルノ禁止法の立法過程では、問題の重要性を強調する最初のレトリックとして1997年の国会審議で用いられたのは「国際的な非難」や「日本人としての恥ずかしさ」であった（東野、224頁）。

¹⁴ 本稿で取り上げる人権論はあくまで「表現物」に対するものであり、「思想」に対してではない。日本国憲法において「思想の自由」は第19条で保障されており、思想が外部に表示され公共の福祉に制約される場合のある「表現の自由」とは区別されている。よって本稿は、ペドフィリア（児童性虐待）思想の是非について論じる立場にもない。

¹⁵ 勝間、皆川、徳永ほか。

¹⁶ わずかに大森、斉藤などがあるが、いずれも短文。

¹⁷ 寺本、4頁。

時、若い米国軍兵士達は休暇先の香港、フィリピン、タイ等で女性を求め、現地に売春宿が次々と出現した。1975年の戦争終結時には、東南アジア諸国における性産業は確立されたものとなる。その後は日本人や欧米人の観光客が「買春ツアー」と称して押し寄せ、需要の増加に伴い、買春の対象は若い女性から子ども達へと拡大し、深刻化していった¹⁸。

1987年、フィリピンで12歳の少女が買春され命を落とすロザリオ事件¹⁹が起き、国際的に子ども買春問題をクローズアップさせる契機となった²⁰。1990年にはタイのチェンマイに各国のソーシャルワーカーが一堂に会し、翌1991年に国際NGOの「アジア観光における売買春の根絶を目指すキャンペーン」(End Child Prostitution in Asian Tourism : ECPAT、以下エクパット)が発足。子ども買春の防止に向けた積極的な活動へとつながっていった²¹。

子どもポルノに関しては、1970年代前半にアメリカで最初に深刻視され始めた²²。マスコミによるキャンペーンなどを通じ、同年代後半に州と連邦でそれぞれ子どもポルノを規制する法律が制定された。取り締まりの厳しくなったアメリカに代わり、80年代には西欧諸国が子どもポルノの輸出国と化すようになった²³。

こうした子どもの商業的性的搾取について、国際社会が法的な対応に乗り出したのは1980年代後半以降であった。最初の主要な条約は、「子どもの権利条約」(1989年)である²⁴。子どもの権利を国際社会において保障しようとするこの条約は、1989年11月20日に国連総会で採択され²⁵、現在は193カ国が締約している²⁶(日本は1990年9月21日に署名、1994年4月22日に批准、同年5月22日に効力発生²⁷)。同条約第1条は子どもを「18歳未満」と定義しており、国際社会における子どもの年齢は18歳未満と言えよう²⁸。

子どもの権利条約の特徴の1つは、子どもを、親によって保護されるべき「客体」から、

18 「子どもなら HIV に感染していないだろう」との誤った考えや、先進国からのペドファイル(児童性虐待者)の流入も背景にあった(阿部、7-8頁)。

19 売春で生計を立てていた少女ロザリオ・バルヨットが1986年10月、客のオーストラリア人医師によって膣内に日本製バイブレーターを挿入され、取り出せずに翌年5月14日に享年12歳で死亡した事件(寺本、21頁)。

20 寺本、4頁。

21 皆川、150頁。西垣、69頁。

22 1960年代からポルノを「被害者なき犯罪」とする主張が強まり、子どもが性的に搾取される事態も増大していった。子どもポルノには特にアメリカで製作された題材が多く、それらがしばしば子どもの性的虐待を伴い、被害者への権利侵害が甚大であるとの認識から、規制が漸次強化されることとなった(阿部11・40頁、間柴51頁)。

23 西垣、71頁。

24 第二次世界大戦の反省を踏まえ、1945年10月に国際連合(国連)が発足。1948年に「世界人権宣言」が採択され、1976年に「国連人権規約」が発効した。国際法上はその後、個別的な人権を対象とする条約、例えば1965年「人種差別撤廃条約」、1979年「女子差別撤廃条約」などが作成されている。子どもの権利条約もその一つ。

25 寺本、13頁。

26 日本ユニセフ協会HP「子どもの権利条約締約国」

27 文部科学省HP「児童の権利に関する条約」

28 国によっては、より低年齢の子どもが通過儀礼を経るなどして「おとな」と扱われることもある(勝間178頁)が、本稿が子どもの性的搾取を論じる際の「子ども」は、国際社会の定義に沿い18歳未満とする。

自らが生存・発達・保護・参加の権利をもつ「主体」へと転換したことである²⁹。生存に関わる権利は、子どもの生命の権利保障に欠かせない安全・健康基準の設定と遵守であり、子どもにとって最優先に確保される権利保障といえる。発達に関わる権利は、子どもが幸福、愛情及び理解のある家庭環境で完全なかつ調和のとれた人格を発達させる権利である。参加に関わる権利は、子どもに関する事柄の決定過程への主体的な参加を保障しようとするもので、家庭、学校、地域における子どもの自己形成、自己実現が人間的な成長への権利保障の課題として問われている³⁰。保護に関わる権利は、「暴力や搾取から守られる権利」と言い換えることが出来る。

本条約は、地球規模での子どもと大人のより良い関係を創っていくための基本指針であり、権利主体としての子ども観に即した子育て、子どもとの向き合い方や姿勢など、子どもに関わる実践、制度・政策を方向づける基本理念を定めたものである。途上国の子ども支援と国際協力の推進にとっては、本条約は国際支援の法的根拠となり、各国がこれを促進するための環境作りに貢献してきたといえる。日本においても、学校でのいじめや体罰、家庭での虐待といった子どもの人権侵害問題に対して、「解決主体としての子ども³¹」観に依拠した救済や予防への取り組みが行われてきた³²。

子どもを権利主体であるとする考え方は、同条約3条において鮮明である。第3条は「子どもに関する全ての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする」³³と規定している。「子どもの最善の利益」³⁴の最終的な目的とは、同条約で認められた諸権利を、子どもが完全かつ効果的に享受することである³⁵。

2. 1. 2. 子どもの権利条約とCSE C

子どもの権利条約は、子どもの商業的性的搾取の問題に対する国際社会の一定の方向性を示した³⁶。第34条において子どもの性的搾取を禁止し、これをなくすために、あらゆる方策をとるよう国家に義務付けている。締約国は「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から子どもを保護することを約束する」こととされ、「不法な性的な行為を行うことを子どもに対して勧誘し又は強制すること」、「売春又は他の不法な性的な業務において子どもを

²⁹ 勝間、179頁。

³⁰ 子どもの権利条約総合研究所、8頁。

³¹ 子どもの権利条約が示す子ども観においては、子どもは自己の権利を守るために、自らの意志と力で問題解決を図る主体である（喜多、1頁）。

³² 「子ども・若者育成支援推進法」（2010年4月施行）では、法律上に子どもの権利条約を明示し、その理念の実現のための子ども施策を推進する、と規定した。条約批准以来初めてのことである（子どもの権利条約総合研究所、6頁）。

³³ 外務省訳（「児童」を「子ども」に筆者差し替え）。

³⁴ 「子どもの最善の利益」とは、大人の意思、期待、利害や思惑を超えて、子ども優先の原理を示したものと理解出来る。子ども自身が本来持っている自己形成力に気づき、その力を信頼し、発揮していくように保護・支援していくことが大人側に求められる（子どもの権利条約総合研究所、7-8頁）。

³⁵ 平野（2013）。

³⁶ 皆川、150頁。勝間、183頁。

搾取的に使用すること」及び「わいせつな演技及び物において子どもを搾取的に使用すること」を防止するための全ての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとることが求められる³⁷。特に「わいせつな演技及び物において子どもを搾取的に使用すること」は、子どもポルノを含むと考えられる。

第35条においては、子どもの人身売買を禁止している。「あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するための全ての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる」ことが締約国に求められる³⁸。これらの規定は、締約国がとるべき具体的な措置の内容には触れていないが、その後作成される子どもの商業的性的搾取に関する国際文書の出発点になったものと評価されている³⁹。もともと子どもの権利条約に署名・批准した国のなかには、子ども買春観光によって外貨収入を得ているためCSE C問題に積極的に取り組もうとしない例もあり、CSE Cをはびこらせる要因となっていることが指摘されている⁴⁰。

2. 2. 子どもポルノの犯罪化へ

2. 2. 1. ILO182号条約「最悪の形態の子ども労働」

子どもの権利条約が掲げた「子どもの権利」という国際的な規範は、1990年代以降もさらに発展してきた。またこの頃より、子どもの性的搾取防止に向けた各国の立法思想は、保護の実践だけではなく、刑事的規制の強化を要望する傾向に移行する⁴¹。古くから子ども労働の問題を扱ってきた国連の専門機関、国際労働機関（ILO）は、1999年に、「最悪の形態の子ども労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（以下、ILO182号条約）を採択した（日本は2001年に批准）。「最悪の形態の子ども労働」には、子どもポルノのほか、「反道徳的な業務」（性的な虐待にさらす業務など）も含まれている。

同条約は、①「子どもの売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための子どもの強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行」、②「売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために子どもを使用し、あつせんし、又は提供すること」、③「不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために子どもを使用し、あつせんし、又は提供すること」及び④「子どもの健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務」を「最悪の形態の子ども労働」とし（3条）、締約国にこれらの禁止及び撤廃を確保するため即時のかつ効果的な措置をとることを求めている（1条）。特に①から③の形態の子ども労働については、その犯罪化を求めている⁴²。

さらに同条約は、関係する政府機関、使用者団体及び労働者団体と協議した上での締約国による行動計画の作成・実施（6条）、締約国が刑罰またはその他の制裁を含む全ての必要な措置をとること、及び最悪の形態の子ども労働の防止、子どもの救済と社会復帰のた

³⁷ 永井ほか、193頁。

³⁸ 皆川、152頁。

³⁹ 尾崎、65-66頁参照。

⁴⁰ 勝間、182頁。

⁴¹ 同上、183頁。平野、234-236頁参照。

⁴² 皆川、153頁。

めの援助、教育等についての効果的な措置をとること（7条）、及び国際協力・援助（8条）を規定している。

2. 2. 2. 子ども売買等選択議定書

ILO182号条約が採択された翌年の2000年5月、「子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書⁴³」（以下、子ども売買等選択議定書）が国連総会で採択された（日本は2005年に批准・発効）。深刻化する子どもの商業的性的搾取の問題に立ち向かうため、子どもの権利条約34条に焦点を当てて具体的な規定を置いた、初めての条約である。同条約では、子どもポルノ等をより具体的に犯罪化している⁴⁴。

1条において締約国は、「この議定書に従って子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノを禁止する」こととされ、2条では、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノの各定義が規定されている（子どもポルノの定義については後述）。その上で子どもポルノに関しては、議定書は締約国に対して、子どもポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供しもしくは販売し、またはこれらの行為の目的で保有することが自国の刑法または刑罰法規の適用を受けることを確保するよう義務付けている（3条）。

締約国は、これらの犯罪が自国の領域内等で行われた場合に裁判権を設定することが義務付けられ、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合においても、自国の裁判権を設定するための必要な措置をとることが義務付けられている（4条）。また、議定書に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約または締約国の国内法における引渡犯罪とされること、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、締約国は訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとることが義務付けられている（5条）。

さらに同議定書では、捜査共助、捜査協力など加害者の処罰に関する規定のほか、被害児童の保護について、子どもへの情報提供や意見表明の考慮、プライバシーの保護、証人保護、被害者の年齢の不明確性によって捜査開始を妨げないようにすること（8条）などが規定されている。また、犯罪防止措置としての教育や啓発活動についても規定されている（9条）⁴⁵。

2. 3. インターネット上の子どもポルノへの対応

2. 3. 1. サイバー犯罪条約

国連総会が子ども売買等選択議定書を採択したさらに翌年の2001年、欧州諸国で構成される地域的機構である欧州評議会が、「サイバー犯罪に関する条約」（以下、サイバー犯罪条約）を採択した。同条約については、欧州評議会の加盟国だけでなく、オブザーバーとして、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、日本、南アフリカも起草委員国として参加し、署名した。そのため同条約は、欧州評議会の枠を越えた国際的な条約としての

⁴³ 選択議定書とは、既存の条約を補完するために、条約とは独立して作成される法的国際文書。条約と同じ効力を持つ（日本ユニセフ協会、プラン・ジャパンより）。

⁴⁴ 寺本、14頁。尾崎、66頁。勝間、183頁。

⁴⁵ 皆川、153-154頁参照。

意味を持つ⁴⁶。

サイバー犯罪条約は、インターネット上の子どもポルノを含めたコンピューター犯罪に対処するためのものである。同条約9条では、子どもポルノについて定義（後述）したうえで、締約国がコンピューター・システムを通じた配布目的での子どもポルノの製造、提供、配布・送付、自己または他人のための取得、記憶媒体での所持を国内法上の犯罪とするために、必要な立法その他の措置をとることとしている。子どもポルノの単純所持については、同条約により対応がなされることとなった。もっとも単純所持及び仮想描写については、留保事項が設けられていた⁴⁷。

締約国はこれらの犯罪について、自国領域内で行われた場合、犯罪実行地の刑事法に基づいて刑を科すことができる場合、または自国民によって行われた場合には、自国の裁判権を設定する義務を負う（22条）。また、容疑者が自国民であることを理由として引渡しを行わない場合には、自国が裁判権を設定しなければならないと規定している（24条）⁴⁸。同条約の締約国・署名済み未締結国の一覧は表1の通りである。ロシア、中国は加盟しておらず、アジアで加盟しているのは日本のみとなっている（日本は2012年批准・発効⁴⁹）。その理由については、市民のインターネット上のプライバシーの保護や、通信の秘密などの人権保障の後退への危惧が高まっていることと、IT産業界からの経済負担の増加についての危惧が高まっているためとされる。また、同条約を批准すると、他の加盟国から、自国内では犯罪とされていない行為についても捜査について援助が求められ、これに応じなければならないため、自国の主権を侵すおそれがあることも、批准が進んでいない理由の一つと考えられる⁵⁰。

表1 サイバー犯罪条約締約国・署名済み未締結国一覧

締約国	署名日	締結日	発効日
アルバニア	2001.11.23	2002.6.20	2004.7.1
アルメニア	2001.11.23	2006.10.12	2007.2.1
オーストラリア		2012.11.30	2013.3.1
オーストリア	2001.11.23	2012.6.13	2012.10.1
アゼルバイジャン	2008.6.30	2010.3.15	2010.7.1
ベルギー	2001.11.23	2012.8.20	2012.12.1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2005.2.9	2006.5.19	2006.9.1

⁴⁶ 日本弁護士連合会（2004）。

⁴⁷ 皆川、155頁。西垣、72頁。

⁴⁸ 皆川、155頁。

⁴⁹ 日本は欧州評議会のオブザーバーであり、同評議会作成の条約への署名・批准が可能（外務省「欧州評議会」HP）。批准にあたり2011年に「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」を成立させ、刑法175条（わいせつ物頒布等の罪）の処罰対象に「電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布」する行為を含めるとした。

⁵⁰ 日本弁護士連合会（同）。

ブルガリア	2001.11.23	2005.4.7	2005.8.1
クロアチア	2001.11.23	2002.10.17	2004.7.1
キプロス	2001.11.23	2005.1.19	2005.5.1
チェコ共和国	2005.2.9	2013.8.22	2013.12.1
デンマーク	2003.4.22	2005.6.21	2005.10.1
ドミニカ共和国		2013.2.7	2013.6.1
エストニア	2001.11.23	2003.5.12	2004.7.1
フィンランド	2001.11.23	2007.5.24	2007.9.1
フランス	2001.11.23	2006.1.10	2006.5.1
グルジア	2008.4.1	2012.6.6	2012.10.1
ドイツ	2001.11.23	2009.3.9	2009.7.1
ハンガリー	2001.11.23	2003.12.4	2004.7.1
アイスランド	2001.11.30	2007.1.29	2007.5.1
イタリア	2001.11.23	2008.6.5	2008.10.1
ラトビア共和国	2004.5.5	2007.2.14	2007.6.1
リトアニア	2003.6.23	2004.3.18	2004.7.1
ルクセンブルク	2003.1.28	2014.10.16	2015.2.1
マルタ共和国	2002.1.17	2012.4.12	2012.8.1
モーリシャス共和国		2013.11.15	2014.3.1
モルドバ共和国	2001.11.23	2009.5.12	2009.9.1
モンテネグロ	2005.4.7	2010.3.3	2010.7.1
オランダ	2001.11.23	2006.11.16	2007.3.1
ノルウェー	2001.11.23	2006.6.30	2006.10.1
パナマ共和国		2014.3.5	2014.7.1
ポルトガル	2001.11.23	2010.3.24	2010.7.1
ルーマニア	2001.11.23	2004.5.12	2004.9.1
セルビア	2005.4.7	2009.4.14	2009.8.1
スロバキア	2005.2.4	2008.1.8	2008.5.1
スロベニア	2002.7.24	2004.9.8	2005.1.1
スペイン	2001.11.23	2010.6.3	2010.10.1
スイス	2001.11.23	2011.9.21	2012.1.1
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2001.11.23	2004.9.15	2005.1.1
トルコ	2010.11.10	2014.9.29	2015.1.1
ウクライナ	2001.11.23	2006.3.10	2006.7.1
英国	2001.11.23	2011.5.25	2011.9.1
日本	2001.11.23	2012.7.3	2012.11.1
アメリカ合衆国	2001.11.23	2006.9.29	2007.1.1

署名済み未締結国			
アンドラ公国	2013.4.23		
ギリシャ共和国	2001.11.23		
アイルランド	2002.2.28		
リヒテンシュタイン公国	2008.11.17		
モナコ公国	2013.5.2		
ポーランド	2001.11.23		
スウェーデン	2001.11.23		
カナダ	2001.11.23		
南アフリカ共和国	2001.11.23		

Council of Europe (欧州評議会) Treaty Office のHPを参考に筆者作成 (2014年11月20日現在)

2. 3. 2. 性的搾取・性的虐待子ども保護条約

欧州評議会は2007年、子どもの商業的性的搾取のみならず、それ以外の形態の虐待行為をも対象として、「子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約」(以下、性的搾取・性的虐待子ども保護条約)を採択した(日本は未署名)。子どもの健康や心理的社会的発達に重大な影響を及ぼすあらゆる形態の性暴力から子どもを保護するため、子どもポルノや子ども買春等の性的搾取のみならず、家庭・施設等での身近な人や見知らぬ人による子どもの性的虐待についても予防・保護・処罰化に関して国際協調を目指す包括的な条約である⁵¹。

同条約は、①子どもの性的搾取及び性的虐待を防止し、それと戦うこと、②性的搾取及び性的虐待の被害者である子どもの権利を保護すること、及び③子どもの性的搾取及び性的虐待に対する国内的及び国際的協力を促進することを目的としている(1条)。これまでの条約では十分に取り扱われてこなかった子どもの性的虐待の犯罪化に関する規定が置かれており(18条)、その上で子ども買春(19条)、子どもポルノ(20条)、わいせつな演技への子どもの参加(21条)、性的目的で性的虐待または性的活動を子どもに目撃させること(子どもの墮落、22条)、性的目的のための子どもの勧誘(23条)を犯罪化することが締約国に求められている。

また、同条約は11章に「他の国際文書との関係」に関する規定を置いており、42条では特に子どもの権利条約及び子ども売買等選択議定書との関係について、「この条約は、子どもの権利に関する国際連合条約及び子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する同条約選択議定書の規定から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、それらの条約及び議定書によって与えられる保護を強化し、並びにそこに含まれる基準を発展させ且つ補完することを意図するものとする」と規定している。さらに43条において、他の国際文書との関係について①性的搾取・性的虐待子ども保護条約は、同条約の締約国が現に締約国であるかまたは締約国となる他の国際文書であって、同条約によって規律される事項を含み、かつ性的搾取・性的虐待の被害者である子どものための一層の保護及び援

⁵¹ 大森、68頁。

助を確保するものの規定から生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと、②締約国は、同条約で扱われている事項について二国間または多国間の協定を締結することが出来ること、及び③欧州連合加盟国たる締約国間における欧州共同体または欧州連合の規則の優先適用についても規定している。

子どもの権利を基軸として子どもの性的搾取・性的虐待を包括的に規定した同条約は、「子どもの最善の利益を十分に考慮する」という観点から、より子どもの権利の保障に比重を置いた法的な制度の構築が、子どもの CSEC 問題への実効的な対処となり得るとの方向性を示していると思われる。被害者である子どもへの保護措置に関する規定を置くのみならず、犯罪の「防止措置」についても、子どもに接して働く者の採用・訓練及び意識啓発、子どもの教育、公衆一般向けの意識啓発キャンペーン等に詳細な規定を置いている⁵²。

3. 国際人権法における子どもポルノの位置付け

3. 1. 「子どもポルノ」とは何か

子どもの商業的性的搾取に関する国際文書の出発点とされる「子どもの権利条約」は、第 34 条において「わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること」が性的搾取にあたり、子どもの人権を侵害する行為であることを明確に規定している。また、続く ILO182 号条約は「ポルノ」という表現を使い、「ポルノの製造又はわいせつな演技のために子どもを使用し、あつせんし、又は提供すること」を「最悪の形態の子ども労働」と位置付け、それらの犯罪化を求めた。

では、具体的に何が「子どもポルノ」に該当するのか。子どもの権利条約 34 条に焦点を当てて具体的な規定を置いた初めての条約である「子ども売買等選択議定書」は、第 2 条 (c) において、子どもポルノを「現実のもしくは擬似のあからさまな性的な行為を行う子どものあらゆる表現 (手段のいかんを問わない)、又は主として性的な目的のための子どもの身体の性的な部位のあらゆる表現⁵³」と定義している。ここでは、「疑似の (simulated)」という条件も含まれたことが注目される⁵⁴。すなわち、子どもが実際にあからさまな性的な行為を行う表現のみならず、そのような行為に子どもが従事していると「思わせる」表現も、子どもポルノに該当するとされた。

3. 2. 仮想描写物への対応

さらに、インターネット上の子どもポルノ等に対処するために欧州評議会が採択した「サイバー犯罪条約」は、子どもポルノの定義をより包括的なものとした。同条約 9 条において、子どもポルノについて以下のように定めた。

第九条 子どもポルノに関連する犯罪⁵⁵

1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、

⁵² 皆川、155-157 頁・162 頁参照。

⁵³ 外務省訳（「児童」を「子ども」に筆者差し替え）。

⁵⁴ United Nations office of the high commissioner for human rights, *Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child*, Article 2.

⁵⁵ 外務省訳（「児童」を「子ども」に筆者差し替え）。

必要な立法その他の措置をとる。

- a コンピューター・システムを通じて頒布するために子どもポルノを製造すること。
- b コンピューター・システムを通じて子どもポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
- c コンピューター・システムを通じて子どもポルノを頒布し又は送信すること。
- d 自己又は他人のためにコンピューター・システムを通じて子どもポルノを取得すること。
- e コンピューター・システム又はコンピューター・データ記憶媒体の内部に子どもポルノを保有すること。

2 「子どもポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。

- a 性的にあからさまな行為を行う未成年者
- b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者
- c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像

3 2の規定の適用上、「未成年者」とは、十八歳未満の全ての者をいう。もっとも、締約国は、より低い年齢（十六歳を下回ってはならない。）の者のみを未成年者とすることができる。

4 締約国は、1 d及びe並びに2 b及びcの規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

上記第2項にみられるように、サイバー犯罪条約における子どもポルノの定義は、実際に未成年者が登場するもの（2項 a）だけではない。新たな定義として、成人が未成年者を演じる画像や（2項 b）、実在する子どもを含まない表現、例えば実在する人物を加工した画像やコンピューター上で全て創作された描写物など（2項 c）にまで広げている⁵⁶。2項 bと同cを設定した目的について欧州評議会は、「こうした仮想描写物の子どもポルノが、実在の子ども達に対して性的虐待行為に加わることを奨励したりそそのかしたりすることに使われ、性的虐待を促進する下位文化が形成されることを防ぐため」とする⁵⁷。

子どもポルノの単純所持についても、同条約により対応がなされることとなった（1項 d及びe）。コンピューターが絡む事例について様々な側面から犯罪化したのは、インターネット上での小児性愛者間による子どもポルノに関するアイデアや幻想や助言のやりとりが、子どもへの性犯罪を支持したり、奨励したり、容易にしたりする役目を担っていることが懸念されたからである⁵⁸。もっとも第4項は、子どもポルノの単純所持や仮想描写物の犯罪化については、適用に留保をつけることを認めた⁵⁹。わが国は、提供又は公然陳

⁵⁶ Convention on Cybercrime, Explanatory Report, para. 101.

⁵⁷ 同上、para. 102.

⁵⁸ 同上、para. 93.

⁵⁹ この条約は、締約国の国内事情を尊重するとの観点から、一部の規定を適用しないこと（留

列を目的とする児童ポルノの所持及び保管を国内法上の犯罪とすることを除くほか、児童ポルノの保有を国内法上の犯罪としないことを宣言した（2004年当時）。また、児童の姿態を描写するポルノ（実在する児童の姿態を描写したものと認められる場合を含む。）のみをこの条約上の児童ポルノとするとした⁶⁰。

その後、子どもポルノという深刻な性暴力から子どもを守る観点から、より厳格な姿勢で対処に臨んだのが「性的搾取・性的虐待子ども保護条約」である。同条約は、特に子どもの権利条約とその選択議定書で定められた保護を増進させると共に、これらの基準を発展させかつ補完しようとするものである。同条約における子どもポルノに関する事項は、第20条で以下のように定められている。

第20条—子どもポルノに関わる犯罪⁶¹

1. 各締約国は、権限なしに故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 子どもポルノを製造すること。
- b. 子どもポルノの提供を申し出、またはその利用を可能にすること。
- c. 子どもポルノを頒布しまたは送信すること。
- d. 自分または他人のために子どもポルノを取得すること。
- e. 子どもポルノを所持すること。
- f. 情報通信技術を通じ、事情を知って子どもポルノにアクセスすること。

2. この条の適用上、「子どもポルノ」とは、現実のもしくは擬似のあからさまな性的活動に従事する子どもを視覚的に描写したあらゆる資料または子どもの性器を主として性的目的で描写したあらゆる表現をいう。

3. 各締約国は、1 a 及び e の規定の全部または一部を、次のポルノ的資料の製造及び所持について適用しない権利を留保することができる。

- 当該ポルノ的資料が、実際には存在しない子どもの擬似描写または写実的画像のみによって構成されているとき。

保)等につき宣言することを認めている（外務省「サイバー犯罪に関する条約の説明書」1-5）。

⁶⁰ 外務省「サイバー犯罪に関する条約の説明書」1-5。日本の場合、子どもポルノに関連する様々な犯罪行為の処罰については児童買春・児童ポルノ禁止法で規定されているが、第1項d及びe、ならびに第2項b及びcについては、国内法が規制の対象としていない類型であるから、第4項の規定に基づいて、それらを適用しない権利を留保しなければならないとされた（経済産業省サイバー刑事法研究会報告書「欧州評議会サイバー犯罪条約と我が国の対応について」）。

⁶¹ 平野（2007）訳（「児童」を「子ども」に筆者差し替え）。

- 関与する子どもたちが第18条第2項を適用して定められた年齢に達しており、かつ、当該画像がその同意を得て及び自分たち自身の私的利用のみを目的として製造及び所持されるとき。

4. 各締約国は、1 f の規定の全部または一部を適用しない権利を留保することができる。

上記第2項における子どもポルノの定義は、子ども売買等選択議定書にならっている。また、犯罪化について、「実際には存在しない子どもの擬似描写または写実的画像のみによって構成されている」（3項）ポルノの製造及び所持は、留保を認めている。裏を返せば、「実在する」子どものポルノであれば国による留保は認めず、単純所持を禁じているのである。「実在しない」子どもの疑似的または写実的ポルノについても、提供・利用可能化・頒布・送信・自分や他人のための取得に対しては、犯罪化されることとなる。

こうした規制強化の背景には、サイバー犯罪条約の作成時と同様に、コンピューターやインターネットの使用による子どもポルノのやりとりが子どもへの性犯罪を支持したり、奨励したり、容易にしたりする役目を担っているという欧州評議会の懸念がある⁶²。第3項の疑似ポルノに対する留保事項においても、技術の急速な発展によって、実在する子どもに非常に近いイメージの子どもポルノが創作される事例については、留保対象から外すべきであるとする⁶³。なお、我が国は同条約に署名していない。

4. 子どもポルノをめぐる国際的議論と日本

4. 1. 世界会議の宣言

CSEC問題に対する国際社会の方向性を示し、問題解決に向けた取り組みを議論する場として、「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が定期的開催されてきた。前述の国際NGO「エクパット」が、子どもへの商業的な性的搾取に反対することを目的として、各国政府や国際機関に呼び掛けたことが発端であった。政府代表や国際機関代表と、NGO代表や子どもと若者の代表が、対等な参加者として意見を交換する画期的な国際会議である⁶⁴。第1回は1996年にスウェーデンのストックホルムで開催され（以下、ストックホルム会議）、第2回は2001年に日本政府とエクパット等との共催により横浜で開催された。最も近年では2008年に第3回がブラジルのリオデジャネイロで開催され、世界約140カ国からの各国政府代表を始め3000人以上が参加し、過去最高の規模となった。日本からも、外務省、警察庁、法務省からなる代表団が参加した。

第3回の会議（以下、リオ会議）の名称は「子どもと若者の性的搾取に反対する世界会議」であり、従来使われてきた「商業的」という言葉が削除された。その前年に欧州評議会が採択した「性的搾取・性的虐待子ども保護条約」と同様に、子どもに対するいかなる性的搾取も容認しない（ゼロ・トレランス）という考え方が強く表れたものである⁶⁵。

⁶² Council of Europe convention on the protection of children against sexual exploitation and sexual abuse, Explanatory Report, para.134.

⁶³ 同上、para. 144.

⁶⁴ 勝間、186頁。

⁶⁵ 甲斐田、74頁。

同会議で採択された会議成果文書「子どもの性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」（以下、リオ宣言）はその前文で、「子どもの性搾取は、子どもが自らの人間としての尊厳を重んじ、心と身体を守る権利に対する深刻な侵害であり、いかなる状況下でも容認することは出来ない」と表明した⁶⁶。また行動計画においては、インターネット技術の発達と共にネット上に子どもポルノが氾濫する現状に基づき、「子どものバーチャルな画像及び性搾取的な表現も含め、子どもポルノの製造、頒布、受領、所持を犯罪とすること。また、子どもとの身体的接触がない場合でも、そのような物（material）を消費し、アクセスし、閲覧することを犯罪とすること⁶⁷」を各国に要請した。「実在しない子ども」の描写も子どもの尊厳を傷つけるものであるという共通認識を確認した上で、これまでの各国国際条約のより厳格な運用を求めたと言えよう。

しかしながら、同世界会議で採択された文書には法的拘束力はなく、問題への取り組みに実効性を持たせるには、各国における法整備が不可欠である。一連の世界会議において、各国政府は実態把握や必要な立法措置、国内行動計画の策定を求められている。

4. 2. 日本の子どもポルノ政策への評価

子どもポルノは人権侵害であるという共通認識が確立する国際社会において、日本の子どもポルノ政策はどのように評価されてきたのか。1996年のストックホルム会議では、日本人男性による東南アジア諸国で行われる買春ツアーが横行し、日本が子どもポルノの国際的な発信源と化している実態が指摘され、それらを規制する法律がないことに批判が集中した。これを受け、日本は1999年に児童買春・児童ポルノ禁止法を制定した経緯がある⁶⁸。

2008年のリオ会議では、設定されたテーマの1つ「子どもの性的搾取の形態と新たなシナリオ」に関する討議で、スコットランドの心理学者であるエセル・クエール教授（エディンバラ大学）らによる「子どもポルノとオンラインでの子どもの性的搾取」についての報告が行われた。報告ではまず、性的搾取・性的虐待子ども保護条約が実在しない子どもを描写したポルノに留保事項を設けたことにつき、「バーチャルな子どもポルノの問題に対しては、国際的な枠組みにおける取り組みが著しく不十分で、それらを犯罪化する必要性についてほとんど理解されていない」との認識が示された。

その上で、漫画やアニメ、CGなどの形態により、実在しない子どもの性搾取的な表現物を創作している主要な国として、日本が名指しされた。「日本の国会議員は、これらを違法とすることが表現の自由を侵害したり、より深刻な性犯罪を引き起こしたりする可能性を懸念し、違法化に踏み切っていない」との批判がなされている。

日本の子どもポルノ政策が停滞している結果、日本製のバーチャルな子どもポルノは世界中に出回っているとし、一例としてオーストラリア連邦警察による調査結果（2008年）

⁶⁶ The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents, Preamble (1).

⁶⁷ 同上、C. Call for Action (4). (園崎訳)。

⁶⁸ 西垣、72頁。この動きが、前述の日本が開催国となった横浜会議（2001）へとつながった。

が紹介された。それによれば、同国における子どもへの性犯罪 50 件の内 10 件で、加害者が子どもの性搾取的な素材を所有していたことが明らかになり、その大半は日本製の漫画だったという。「そうした漫画には、子どもが大人や他の子どもと性行為をしている様子が非常に生々しく描かれていた。奴隷のように拘束されている子どもや、そのような状況で苦痛に悶える子どもを描く、暴力的な内容のものもあった。一部の漫画は、子どもと母親や父親間の近親姦を表現していた」と調査担当者は述べている。

「実在しない子どもが登場する描写物に対しては、その有害性を我々はなかなか理解出来ない。だが、子どもを性的に虐待するようなバーチャルなポルノの流通が増え続けることは、実在する子どもも虐待可能な対象とみなされる見込みを高めかねないのだ」と報告では結論付けられた⁶⁹。

このほか、同会議では「ネット上における子どもの性的虐待に対する法執行対応」について、子どもの性虐待を専門にした英国の警察組織 **Child Exploitation and Online Protection: CEOP** のビクトリア・ベインズ主任分析官より報告が行われた。報告では、実在する子どもの画像をコンピューター上で性的に加工したり、実在しない子どもをコンピューター上で写實的に創作したりする行為は、英国とカナダで違法化されていることが紹介された。一方、性犯罪をめぐる法執行分野で新たに浮上している問題として、デジタル画像以外の、実在しない子どもの描写物に関するものが挙げられた。例として、日本製の「ロリコン」や「ショタコン」（少年少女に対する性的な虐待を描く内容）の漫画やアニメが、性犯罪に使用されている点が言及された。近年のCG技術の発達などによって、バーチャルな子どもの性虐待描写物の創作や頒布がなされるようになり、そうした素材をめぐる需要と供給を満たしている可能性も指摘された⁷⁰。

4. 3. 日本における仮想描写物と性犯罪

仮想描写物の子どもポルノが現実の性犯罪に与える影響については、欧州評議会が採択したサイバー犯罪条約や性的搾取・性的虐待子ども保護条約において、「子どもへの性犯罪を支持したり、奨励したり、容易にしたりする役目を担っている」との懸念が示された。またリオ会議においては、日本製の仮想描写物の子どもポルノが実際に子どもへの性犯罪に使用等されている実態が、オーストラリアや英国のケースで明らかになり、「子どもを性的に虐待するようなバーチャルなポルノの流通が増え続けることは、実在する子どもも虐待可能な対象とみなされる見込みを高めかねない」との報告がなされた。

では、こうした仮想描写物の子どもポルノの発信源とされる日本において、それらが現実の性犯罪に影響したとみられるケースはあるのか。子どもを狙った性犯罪に関し、加害

⁶⁹ Quayle, et al., pp. 17-20. なお同報告では紹介されていないが、子どもポルノの定義に仮想描写物も含めるフランスでは 2007 年、日本製のアダルトアニメを輸入販売した業者に対し、登場人物が「幼児のように見え」子どもポルノに該当するとして、最高裁で有罪判決が確定した（島岡、466-470 頁）。子どもポルノに対峙するフランスの姿勢について島岡は、「児童に対する性的虐待防止や児童の健全育成のために、あらゆる可能性を考慮して網羅的な規制を行っており、そのためには強い立場にある大人側の思想・良心・表現の自由が多少制限されてもやむをえないという価値判断が働いているように思われる」と指摘している（同 472 頁）。

⁷⁰ Baines, p.9.

者が仮想描写物の子どもポルノを愛好していた事例は、これまで度々報じられてきた。ここでは、2000年代以降に報じられた子どもを狙う事件を中心に、主なものを紹介する。

2004年、国内を慄然とさせたのが、奈良小1 女児誘拐殺害事件⁷¹である。以前から複数の女児にわいせつ行為を繰り返していた加害者の男は、自宅室内に児童を性的に描いたポルノコミックや雑誌を大量に所有していた⁷²。逮捕後に捜査本部が犯行動機を追及したところ、男は「幼い女の子に興味があった。ロリータのポルノビデオやアニメを見るのが好きだった。まねしてみたくなくて、女児を探した」などと供述したという⁷³。男が女児を性的対象と見なすようになったきっかけは、高校2年生の時にアダルトアニメ（中学生くらいの兄と小学校低学年くらいの妹が性交し、妹が性的快感を得る内容）を鑑賞して、「子どもも大人と同じだ」と思ったためであることも明らかになった⁷⁴。

上記事件は、創作物に影響された犯行として世間に衝撃を与えた。国会議員が超党派で、少女を性的に描くアダルトゲームやアニメ対策を考える勉強会を立ち上げるなどの動きにもつながった⁷⁵。だがその後も、類似の事件は後を絶たない。

奈良の事件から日も浅い2005年5月、複数の少女らを監禁し、性的虐待を加えていたとして男が逮捕された。監禁相手には犬の首輪を付け、自身を「ご主人様」と呼ばせていた。男は女性を監禁・暴行して思い通りに育成する、「調教もの」と呼ばれるジャンルのアダルトゲームに熱中し、監禁相手に同様の行為をしていたという⁷⁶。

また、子どもが狙われたケースではないが、2008年4月、東京都江東区のマンション内で会社員の女性が自室から姿を消した。後に同マンションの2軒隣に住む男が逮捕され、殺人や死体損壊、わいせつ目的略取の罪で起訴された⁷⁷。男は女性の遺体を細かく切断して遺棄。かねてから「女性は性的暴行を受けると快感を覚え、言いなりになる」といった内容のアダルトゲームやアニメ、アダルトビデオを好んで視聴し、「現実の女性もそういうものだと思っていた」と公判で述べている。また、自身も同人誌を制作し、手足が切断された女性に性的暴行を加えるイラスト等を描いていた⁷⁸。

2011年3月には、熊本市内のスーパーで3歳の女児が行方不明となり、遺体で発見される事件が発生。殺人と強制わいせつ致死などの疑いで起訴された元大学生の男の部屋か

⁷¹ 2004年11月、奈良市で小学1年の女児（当時7歳）が誘拐、殺害された事件。元新聞販売所従業員の男（小林薫元死刑囚）が、わいせつ目的誘拐、殺人など8つの罪に問われた。2006年に死刑判決が確定（毎日新聞、2006年10月11日付）。また過去にも、1988年から1989年にかけて、都内在住の男（宮崎勤元死刑囚）が埼玉と東京で計4人の幼女を誘拐・殺害した事件が発生。男の自室からはアニメを中心とした5000本以上のビデオテープが見つかり、「おたく」という言葉を世に広めた（読売新聞、2011年7月23日付）。

⁷² 産経新聞（2004年12月31日付）ほか。

⁷³ 読売新聞（2005年1月19日付）。

⁷⁴ 東京新聞（2005年4月26日付）。

⁷⁵ 自民党の野田聖子議員が呼びかけ人となり、自民、民主、社民の各党の有志の議員が参加。コミックやゲームなどをめぐる現状を市民団体や警察庁から聴取（朝日新聞、2005年4月20日付）。

⁷⁶ 2010年9月の二審で、一審と同じく懲役14年の判決。弁護側は上告したが最高裁でも退けられ、刑が確定（産経新聞、2012年7月25日）。

⁷⁷ 2009年9月に無期懲役が確定（共同通信、2009年9月19日付）。

⁷⁸ 産経新聞（2009年1月13日付）ほか。

らは、少女の裸などを描いたポルノ漫画が多数見つかった⁷⁹。

さらに2012年9月、広島市で小学6年の女儿を旅行かばんに押し込み連れ去ったとして、男子大学生が逮捕された（同年12月にわいせつ目的略取と監禁などの罪で起訴）。大学生は自宅に露出度の高い少女が写った市販DVDを所有していた他、事件について「少女をかばんに入れる場面がある漫画を参考にした」などと供述したことが明らかになっている⁸⁰。

これらの事例は一見、日本においても仮想描写物の性表現が、現実の性犯罪において模倣されたり、実在の子どもを性的対象とする見方を植え付けたり、女性全般への歪んだ認知を形成したりしているかのように受け止められる。もっとも、犯罪報道の多くはいわゆる警察発表に基づいており、その扱いは特に慎重であるべきである⁸¹。仮想描写物がそのような犯罪的傾向を創りだした、あるいはそのような性格を助長したと、これらの新聞記事から断定することは出来ない。子どもポルノを含むメディアの性表現が見る者の攻撃性に与える影響に関し、海外国内の実証研究を概観した渡辺（2012）によれば、メディアの影響研究が示すのは、因果関係ではなく相関関係⁸²である。すなわち、「特定のメディアを見た人は攻撃的になる」と解釈出来る一方、「もともと攻撃的な人が、特定のメディアを好んで見る」とも解釈出来る。よって、諸外国が懸念するように、架空の出来事や人物を描いた創作物であっても見る者に影響を与え、間接的には現実に被害者を生み出すことを全面的に肯定は出来ないが、否定もまた出来ないのである。⁸³

5. 今後の検討の視点

2014年6月、リオ会議から約6年の月日を経て、日本は児童買春・児童ポルノ禁止法の改正を行うに至った。改正法では児童ポルノの単純所持は禁じるものの、子どもを性的に描く漫画やアニメ、CGといった仮想描写物についての規制は行わないことが決まった。今回の改正内容には海外からも高い関心が持たれ、主要なメディアで報じられた。「法改正は限定的なため、漫画やアニメで子どもを性的に搾取する様子を描くことに対する日本社会の態度は、ほとんど変わらないのではないか。東京では電車内でも、下着姿の小学生が

⁷⁹ 熊本日日新聞（2011年3月8日付）。

⁸⁰ 日本経済新聞（2012年12月21日付）。

⁸¹ 一連の事例は、仮想描写物を目にした人全てが性犯罪に手を染めることを意味するものではない。精神科医の小西聖子は奈良市の事件について、「性犯罪の加害者はよく、犯行の理由としてビデオやコミックなど外的理由を挙げる。確かに一つの要因だが、それらに触発されて犯行をしたという筋書きにとらわれると、本人の責任や犯行を招いた他の要因を見落とす恐れがある。同じものを見ても多くの人は犯罪などしない。そうした人と、小林被告を隔てたものは何か。背景の多角的な解明が大事」と指摘する（東京新聞、2005年4月26日付）。

⁸² 因果関係とは、原因と結果の関係のことである。事象Aが事象Bをひき起こすとき、AとBの間には因果関係がある、という（世界大百科事典）。相関関係とは、2つの事象が密接にかかわり合い、一方が変化すれば他方も変化するような関係を指す（新明解国語辞典）。

⁸³ 渡辺（2012）は、性的攻撃性の原因は、ポルノ以外にも過去の性被害経験や怒りなど、複数の要因の集まりによるものと考えられると報告している。リスクを緩和する防止要因として「大人との感情的なつながり」を挙げる（85頁）。

登場する漫画を読む男性を見つけることが出来る」とする記事⁸⁴や、「少女を性的対象として描く日本の文化は、昔ながらの家父長制に原因があるのではないか」とする記事⁸⁵など、多くは仮想描写物が規制対象から外れた問題を指摘するものであった。

これに先立つ同年2月には、米国務省による「2013年国別人権報告書」が発表された。「日本は依然として、子どもポルノの製造及び取引の国際的な拠点であった」と報じられ、「性描写が露骨なアニメ、漫画、ゲームには暴力的な性的虐待や子どもの強姦を描写するものもあるが、日本の法律は、こうしたアニメ、漫画、ゲームを自由に入手できるという問題に対処していない」との指摘がなされている⁸⁶。

こうした事態を打開する示唆を得るため、本稿ではC S E Cに取り組む国際人権法の枠組みを概観し、それらにおける子どもポルノの位置付け、及び採用している子ども観や背後にある思想を明らかにした上で、国際社会が我が国の子どもポルノ政策に求める役割を考察してきた。子どもをめぐる国際人権法は1980年代末以降、子どもを親によって保護されるべき客体から、自らが権利をもつ主体へと転換した。子どもの権利条約の基本理念として「子どもの最善の利益」を享受する権利を設定したことは、従来の大人優先の社会に対し、大人の意味や期待、利害や思惑を超えた「子ども優先」の原理を示したものと考えられる。

特に子どもの商業的性的搾取（C S E C）に関して、同条約は子どもが「性的搾取・性的虐待から守られる権利」を設け、この権利はその後の国際人権法にも貫かれている。C S E Cの一環である子どもポルノは、国際人権法の流れの中で「子どもの人権を侵害する行為」と明確に位置付けられ、その犯罪化が求められた。時代と共にインターネット技術が進展してくると、子どもポルノの定義も拡大し、実際に未成年者が登場するもののみならず、成人が未成年者を演じる画像、実在する人物を加工した画像、コンピューター上で全て創作された描写物など、実在する子どもを含まない表現も犯罪化の対象となった。犯罪化対象の一部には留保事項が設けられたものの、こうした仮想描写物についても、「皆がやっていることだから」と実在の子どもに対して性的虐待行為に加わるようそそのかすために使われる恐れがあるなど、実在の子どもの人権を侵害しているとみなす国際人権法の姿勢が明らかにされた。

そのような潮流の中、日本の子どもポルノ政策は、国際社会から厳しい目を注がれている。2008年のリオ会議において日本は、漫画やアニメ、CGなどの形態により、実在しない子どもの性搾取的な表現物を創作している主要な国として名指しされた。日本が表現の自由などに配慮し、それらの違法化に踏み切らないことも批判を受けた。また日本製のバーチャルな子どもポルノが、海外における実在する子どもへの性犯罪に悪影響を与える事例が挙げられるなど、実在する子どもについても「性的に虐待可能な対象」とみなすメッセージを発信することへの懸念が示された⁸⁷。すなわち、日本はそうした子どもポルノの主要発信国であるにも拘わらず、対処のための政策が国際人権基準を満たしておらず、世

⁸⁴ The Guardian, June 5, 2014

⁸⁵ CNN, June 10, 2014

⁸⁶ 米国国務省民主主義・人権・労働局（2014）。

⁸⁷ 子どもポルノを含むメディアの性表現が見る者に与える影響の科学的データに関しては、渡辺（81－88頁）参照。

界的なC S E C対応の障害となっていることへの指摘と受け止められよう。

では、日本は子どもポルノ政策をめぐり、いかなるスタンスを取るべきか。「仮想描写物の子どもポルノも、子どもの人権を侵害する」との国際的認識を踏まえ、議論をする必要がある。その上で、仮想描写物の規制のあり方についても、慎重に検討する必要がある。上記の認識に基づき、追加的な考察を加えつつ、子どもポルノ政策について、日本における今後の検討の視点を提示したい。

5. 1. 子どもポルノに対する考え方

漫画やアニメによる子どもポルノを規制していない国は日本に限らない⁸⁸が、日本はそれらを大量に創作し、世界に出回らせる一大拠点と見なされているだけに、断固たる姿勢でこの問題と対峙することが国際社会から求められる。政府は「クール・ジャパン戦略」と称して日本の漫画やアニメを海外に発信したいとする⁸⁹が、それならば尚更、実在しない子どもに関する表現にも、国際基準に沿った人権感覚を適用する必要がある。

子どもの人権をめぐる国内法としては、1947年に児童福祉法が制定されたのを皮切りに、94年の子どもの権利条約批准を背景として、99年に児童買春・児童ポルノ禁止法、2000年には児童虐待防止法が制定された。一方、2000年に少年法が改正され、刑事処分を可能とする年齢が14歳に引き下げられるなど、子どもに対する厳罰主義も進んだ。

子どもの権利条約の締約国における実施状況を監視する国連子どもの権利委員会は、2004年の日本政府による第2回定期報告を受けた総括所見のなかで、日本に対し、法改正や政策立案の分野で「権利基盤アプローチ」（子どもの権利を基盤とする総合的・包括的なアプローチ）をとるよう勧告した。国際人権法が子どもを「権利行使の主体」と位置付けるのに対し、少年非行や犯罪への対応において、子どもの人権をほとんど考慮していない我が国の現状を、抜本的に改めるよう促すものに他ならなかった⁹⁰。また同委員会は2010年の第3回総括所見において、日本では子ども・若者育成支援推進法の制定にもかかわらず、依然として「条約の全ての分野を網羅し、かつ、特に子ども達の中に存在する不平等及び格差に対応する、子どものための、権利を基盤とした包括的な国家行動計画」が存在しないことにも懸念を表明した⁹¹。

子ども売買等選択議定書の日本における実施状況に関しても、子どもポルノの所持を犯罪に含めるために児童買春・児童ポルノ禁止法を改正するよう、総括所見で強く促した⁹²。その4年後に日本政府は同法を改正し、児童ポルノの単純所持を違法としており、この点

⁸⁸ 米国連邦法では、実在しない子どもをCG等で精巧に創作したポルノは違法だが、漫画や絵画は対象外とされる。

⁸⁹ 経済産業省「クールジャパン／クリエイティブ産業」

⁹⁰ 子どもの権利条約総合研究所、63頁。

⁹¹ 子どもの権利委員会「日本政府に対する第3回総括所見」パラ15。なお、日本政府による報告へのカウンターレポートを提出した日弁連は、2006年の教育基本法改正が「国による管理統制強化を可能にした」こと、いじめ自殺が相次いでいること、子どもの貧困が問題化したこと等を挙げ、「日本で子どもの権利条約が発効してからの15年間に、国内における子どもの権利状況はむしろ悪化した」と指摘した（日弁連、2009）。

⁹² 子どもの権利条約総合研究所、103頁。

については、子どもの人権をめぐる状況の改善へ向けて前進したといえよう⁹³。また、長野県を除く46の都道府県では青少年保護育成条例を制定し、有害図書類を規制している。なかでもメディア業界が集積する東京都が2010年、都青少年健全育成条例を改正し、漫画やアニメの「不健全図書」指定基準に「刑罰法規に触れる性行為（強姦等）や近親者間の性行為を不当に賛美・誇張したもの」を加えたことは、同様に評価出来る。

もっとも、児童買春・児童ポルノ禁止法が仮想描写物を規制の対象に含めようとする点については、同法における子どもポルノを処罰する視点に「子どもへの性的虐待」という問題意識が十分に反映されているとは言い難い。子どもポルノ政策について日本では従来「表現の自由」の観点からの議論に偏る傾向が見られ、結果として仮想描写物への対処は置き去りにされてきた。だが、「子どもの最善の利益」という国際人権法の基本理念に立ち返れば、実在する子どもが登場するか否かに拘わらず、あらゆる形態の子どもポルノは子どもの尊厳を傷つけると考えられる。この点をまず、我が国は認識しなければならない。その上で、仮想描写物を規制の対象に含めようとする改正児童買春・児童ポルノ禁止法が果たして妥当なのか、「子どもの人権」という観点からの議論をより充実させる必要がある。

5. 2. 仮想描写物規制のあり方

子どもポルノに対する国際的な人権理念を実践に移し、C S E C対応のため世界と協調する志を日本が持つならば、仮想描写物への規制の検討は避けて通れない。仮想描写物の子どもポルノが、現実の子どもに対する性犯罪の誘因になったと疑われる事例は、諸外国のみならず日本国内でも多数発生している。もちろん、そうしたポルノを見た全ての人が犯罪者になるわけではない。だが、ひとたび性的な被害を受けた子どもには心身に深い傷が残り、その人生に与えるダメージは計り知れない⁹⁴。子どもが性犯罪の被害者になることを如何に防ぐかは人権保護の観点からの最優先課題であり、犯罪を引き起こす要因には1つ1つ確実に対処していく必要がある。

本稿は、仮想描写物の子どもポルノに対し、「予防原則（Precautionary Principle）」の考え方を取り入れることを提案したい。予防原則とは、主に1980年代ごろから環境保護や公衆衛生についての規制政策の中で広く重要な役割を果たすようになった原則で、人々の様々な活動による影響が科学的に明確になるまで、もしくは実際に被害が出るまで対処しないのではなく、何らかの予防的な政策を前もって行うべきだというのが基本的な主張である⁹⁵。環境保全等を目的とした規制法に予防原則を反映させている国々としては、米国やカナダがあるが、メディア規制に同原則を反映させた前例は管見にして知らない。世界的にも先進的な取り組みとなる可能性を持つ対策として、検討する余地はあろう。

⁹³ 児童買春・児童ポルノ禁止法（最終改正：平成二六年六月二五日法律第七九号）の第1条には、「児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ（略）児童の権利を擁護することを目的とする」とある。

⁹⁴ 性被害が子どもに与える影響についてはコービー（2002）に詳しい。

⁹⁵ 1992年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（UNCED）で採択され、日本も批准した「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則で述べられたものが知られる（佐々木、2012）。

大人と比べ弱い立場にある子どもの尊厳を守るために万策を講じることを最優先事項とするならば、大人の表現の自由が一定程度制約されることは避けられない。この過程に対する国民の合意を形成し、子どもポルノ政策に反映させていくことは、国際社会において我が国の人権意識の成熟度を示すことにもつながると思料される。

参考文献

- [01] Baines, V. (2008) “Online child sexual abuse: The law enforcement response.” *Thematic Paper of the World Congress III against Sexual Exploitation of Children and Adolescents*. United Kingdom.
http://resources.ecpat.net/worldcongressIII/PDF/Publications/ICT_Law/Thematic_Paper_ICTLAW_ENG.pdf (2014/6/12 確認)
- [02] CNN (2014) “After long wait, Japan moves to ban possession of child pornography.” June 10. United States.
<http://edition.cnn.com/2014/06/06/world/asia/japan-child-pornography/> (2014/6/13 確認)
- [03] Convention on Cybercrime, *Explanatory Report*.(2001). France.
<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Reports/Html/185.htm> (2014/6/12 確認)
- [04] Council of Europe Treaty Office, Convention on Cybercrime CETS No.:185. France.
<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ChercheSig.asp?NT=185&CM=&DF=&CL=ENG> (2014/11/20 確認)
- [05] Council of Europe convention on the protection of children against sexual exploitation and sexual abuse, *Explanatory Report*, para.134. France.
<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Reports/Html/201.htm> (2014/6/12 確認)
- [06] Quayle, E., et al. (2008) “Child pornography and sexual exploitation of children online,” *Thematic Paper of the World Congress III against Sexual Exploitation of Children and Adolescents*. Scotland.
http://resources.ecpat.net/worldcongressIII/PDF/Publications/ICT_Psychosocial/Thematic_Paper_ICTPsy_ENG.pdf (2014/6/12 確認)
- [07] The Guardian(2014) “Japan bans real-life child sexual abuse material but cartoons remain legal.” June 5. United Kingdom.
<http://www.theguardian.com/world/2014/jun/05/japan-bans-real-life-child-sexual-abuse-material-but-cartoons-remain-legal> (2014/6/13 確認)
- [08] The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents, Preamble (1). Brazil.
<http://www.mofa.go.jp/policy/human/child/congress0811-d.pdf> (2014/6/12 確認)
- [09] United Nations office of the high commissioner for human rights, *Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child*, Article 2. Switzerland.

- <http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/OPSCCRC.aspx> (2014/6/12 確認)
- [10] 安倍哲夫「青少年社会環境と青少年保護法令の新展開：青少年の性的保護を中心として」『獨協法学』第77号、52頁、2008年12月
- [11] 阿部浩巳「子どもの性的搾取撲滅への挑戦 子どものがん問題等への各国の取り組みに関する調査研究報告書」『女性のためのアジア平和国民基金』、1997年3月
- [12] 大森佐和「子どもポルノをめぐる法的状況」『セクシュアリティ』第47号、68-71頁、エイデル研究所、2010年7月
- [13] 尾崎久仁子「児童の売買に対する国際的取り組み」『法学セミナー』第577号、65-66頁、日本評論社、2003年
- [14] 甲斐田万智子「第3回子どもの性的搾取に反対する世界会議 in ブラジル」『部落解放』第614号増刊、88-97頁、2009年5月
- [15] 外務省「欧州評議会」HP, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/> (2014/6/12 確認)
- [16] 外務省「サイバー犯罪に関する条約の説明書」2004年2月
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_4b.pdf (2014/6/12 確認)
- [17] 勝間靖「子どもの権利とその国際的保護：商業的な性的搾取との闘いにおいて」『アジア太平洋討究』第12号、2009年3月
- [18] 喜多明人「子ども・若者育成支援推進大綱」作成について—『児童（子ども）の権利条約』の視点から—『内閣府子ども・若者育成支援に関するワーキングチーム会合 報告レジュメ』2010年2月
http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&act=8&ved=0CB0QFjAA&url=http%3A%2F%2Fwww8.cao.go.jp%2Fyouth%2Fsuisin%2Fworking-team%2Fk_4%2Fpdf%2Fs1.pdf&ei=G8LAVMrYNYmP8QXm3YLACA&usg=AFQjCNFww1r-zgqMopnv_udznLvWGG3lww&sig2=CnvnekCrzbdydgj1B60Ug&bvm=bv.83829542,d.dGc (2015/1/22確認)
- [19] 経済産業省サイバー刑事法研究会報告書「欧州評議会サイバー犯罪条約と我が国の対応について」2002年4月、
http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=3&cad=rja&act=8&ved=0CDQQFjAC&url=http%3A%2F%2Fwww.meti.go.jp%2Fpolicy%2Fnetsecurity%2Fdownloadfiles%2FCybercriminallawreport.pdf&ei=k3PQVILFLsLemAWx0oHABw&usg=AFQjCNEIXTD-gcbF9urtDNyOZoMR02_g0A&sig2=ajlqZdcT9KXumT5eLsEyuQ&bvm=bv.85076809,d.dGY (2015/2/3 確認)
- [20] 経済産業省 HP 「クールジャパン／クリエイティブ産業」
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/ (2014/6/13 確認)
- [21] コービー、ブライアン『子ども虐待の歴史と理論』、明石書店、2002年
- [22] 子どもの権利委員会「日本政府に対する第3回総括所見」（日本語仮訳：子どもの権利条約NGOレポート連絡会議）、『子どもの権利研究』第18号、2011年3月
- [23] 子どもの権利条約総合研究所「そこが知りたい！」『子どもの権利研究』第18号、2011年3月
- [24] 斎藤恵子「インターネット上の子どもポルノと性搾取をなくすために」『セクシュア

- リティ』第47号、64-67頁、エイデル研究所、2010年7月号
- [25] 佐々木崇「予防原則の哲学的考察」京都大学文学部哲学研究室紀要：PROSPECTUS第15号、37-51頁、2012年
- [26] 時事通信 2014年6月18日、<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201406/2014061800050>
(2014/8/27 確認)
- [27] 島岡まな「刑法一七五条及び児童ポルノ禁止法と表現の自由：フランス刑法から学ぶこと」『法學研究』Vol.84、No.9、447-479頁、慶應義塾大学法学研究会、2011年9月
- [28] 新明解国語辞典第4版、三省堂、1992年
- [29] 世界大百科事典第2版、平凡社、1998年
- [30] 園崎寿子「<資料>子どもと若者の性搾取を予防し、終結させるためのリオデジャネイロ協定」『解放教育』第39号(3)、2009年3月
- [31] 寺本智美「子どもの商業的性的搾取根絶へむけて：子ども参加の可能性」『立命館大学国際関係論集』、第4号、2004年4月
- [32] 東京新聞 2014年5月2日
- [33] 徳永恵美香「国際人権研究のフィールドを歩く(9)子どもの商業的性的搾取(CSE)問題と日本」『ヒューマンライツ』第254号、49-53頁、2009年5月
- [34] 永井憲一・喜多明人・寺脇隆夫・荒牧重人編『新解説子どもの権利条約』日本評論社、2000年
- [35] 西垣真知子「子どもの性的保護と刑事規制：児童ポルノ単純所持規制条例の意義と課題」『龍谷大学大学院法学研究』第15号、69-82頁、2013年
- [36] 日本弁護士連合会「国際刑事立法対策委員会 サイバー犯罪条約とその国内法化に関するQ&A」、2004年
http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/icc/kokusai_keiji_a.html
(2015/1/20 確認)
- [37] 日本弁護士連合会「子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」、2009年
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_ja.pdf (2015/2/6 確認)
- [38] 日本ユニセフ協会 HP「子どもの権利条約締約国」
http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html (2014/6/10 確認)
- [39] 原田伸一郎「表現規制とヴァーチャリティ：「描かれた児童虐待」をめぐる法と倫理」『静岡大学情報学研究』第17号、2頁以下、2012年
- [40] 東野充成「児童買春・児童ポルノ処罰法立法過程に見る子ども観」『共栄学園短期大学研究紀要』第21号、219-231頁、2005年
- [41] 平野裕二「子どもの性的自己決定権をめぐる諸外国の動き」、宮台真司編『<性の自己決定>原論』紀伊国屋書店、1999年
- [42] 平野裕二「ヨーロッパで子どもの性的搾取・性的虐待に関する新条約が誕生 日本でも求められる包括的視点」『いんふおめーしょん／子どもの人権連』第109号、2007

年

- [43] 平野裕二訳「子どもの権利委員会・一般的意見 14 号—自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第 3 条第 1 項）」『ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト』（2013）<http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/236.html>（2014/6/10 確認）
- [44] プラン・ジャパンHP「子どもの権利条約の第三の選択議定書に 10 カ国が批准しました。」<http://www.plan-japan.org/topics/news/140204treaty/>（2014/6/10 確認）
- [45] 米国国務省民主主義・人権・労働局「2013 年国別人権報告書—日本に関する部分」、米国大使館仮訳、2014 年
<http://japanese.japan.usembassy.gov/jp/tpj-20140327a.html>（2014/6/10 確認）
- [46] 法律時報「特集：青少年保護と表現の自由」『法律時報』76 巻 9 号、4 頁以下、日本評論社、2004 年 8 月
- [47] 間柴泰治「諸外国における実在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する法規制の例」『国立国会図書館調査及び立法考査局レファレンス』58(11)、47-60 頁、2008 年
- [48] 皆川誠「児童の商業的性的搾取に関する国際法の現状と課題」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第 4 号、149—166 頁、2011 年
- [49] 森実「ストックホルムからヨコハマへ 第 2 回子どもの商業的性的搾取反対世界会議の課題」『女たちの 21 世紀』第 29 号、14—16 頁、アジア女性資料センター、2001 年
- [50] 文部科学省 HP「児童の権利に関する条約」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm（2014/6/10 確認）
- [51] 渡辺真由子「性的有害情報に関する実証的研究の系譜：従来メディアからネットまで」『情報通信学会誌』第 30 号（2）、81—88 頁、2012 年